

第4章

基準病床数

1 基準病床数の算定

- 基準病床数は、病院及び診療所の病床の適正配置を図ることを目的として、医療法第30条の4第2項第14号の規定により定めるものです。

病院及び診療所の療養病床及び一般病床に係る基準病床数は二次保健医療圏ごとに、精神病床、感染症病床及び結核病床に係る基準病床数は県全域で定めるものです。

- 病床は、医療資源の中でも最も重要な位置を占めるもので、その運用には多くの人的・物的資源が必要です。したがって、病床は、入院医療を必要とする患者が入院治療に必要な期間利用できるよう、効率的かつ適切に活用されなければなりません。

このため、入院医療の確保にあたっては、医療機関相互の機能の分化と連携を一層促進するなど、医療資源の有効活用を図るとともに、病床が本来の入院医療を適切に提供できるよう、介護老人保健施設や特別養護老人ホームなどの医療・介護施設及び訪問診療・訪問看護などの在宅サービスとの機能分化と連携を図っていく必要があります。

- なお、本計画で定められた基準病床数により、いわゆる病床過剰地域における病院の開設、増床若しくは病床の種別の変更、又は診療所の病床の設置若しくは増床に関して、知事は、必要がある場合には、それぞれの行為の中止等の勧告を行います。

- 基準病床数は、次のとおりとします。

図表4-1-1-1 療養病床及び一般病床

| 保健医療圏 | 基準病床数 |
|------------|--------|
| 県南東部保健医療圏 | 8,622 |
| 県南西部保健医療圏 | 6,571 |
| 高梁・新見保健医療圏 | 465 |
| 真庭保健医療圏 | 398 |
| 津山・英田保健医療圏 | 1,579 |
| 合計 | 17,635 |

(参考) (単位：床)

| 既存病床数 |
|--------|
| 10,141 |
| 8,348 |
| 759 |
| 620 |
| 1,950 |
| 21,818 |

(平成30(2018)年1月現在)

図表4-1-1-2 精神病床、感染症病床及び結核病床

| 圏域 | 病床種別 | 基準病床数 |
|-----|-------|-------|
| 県全域 | 精神病床 | 4,333 |
| | 感染症病床 | 26 |
| | 結核病床 | 60 |

(参考) (単位：床)

| 既存病床数 |
|-------|
| 5,409 |
| 26 |
| 136 |

(平成30(2018)年1月現在)

図表4-1-1-3 岡山県における療養病床数の推移

(単位：床)

| 区 分 | | 平成23年 (2011) | 平成24年 (2012) | 平成25年 (2013) | 平成26年 (2014) | 平成27年 (2015) |
|-------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 4月1日 | 4月1日 | 4月1日 | 4月1日 | 4月1日 |
| | | 5,364 | 5,347 | 5,295 | 5,301 | 5,158 |
| 療養病床数 | うち医療療養病床 | 4,428 | 4,471 | 4,499 | 4,554 | 4,485 |
| | うち介護療養病床 | 936 | 876 | 796 | 747 | 673 |

| 区 分 | | 平成28年 (2016) | 平成29年 (2017) |
|-------|----------|-----------------|-----------------|
| | | 4月1日 | 4月1日 |
| | | 5,156 | 5,111 |
| 療養病床数 | うち医療療養病床 | 4,490 | 4,559 |
| | うち介護療養病床 | 666 | 552 |

(資料：岡山県医療推進課)